

令和5年度 瑞浪市地域包括支援センター 事業報告

1. 基本情報

センター名	瑞浪南部地域包括支援センター				職員(令和6年3月31日現在)	
担当生活圏域	瑞浪地区、稲津地区、陶地区				職種	人数
圏域の状況 (令和5年4月1日現在)		総人口	高齢者数	高齢化率	主任介護支援専門員	1
	市全体	35,928	11,446	31.86%	社会福祉士	2
	南部圏域	21,110	6,348	30.07%	保健師	1
	北部圏域	14,818	5,098	34.40%	その他(看護師、介護支援専門員)	2
運営法人名称	社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会					

2. 地域包括支援センターの方針(圏域の特色や課題分析を踏まえて)

市内では、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加している中、認知症に関する相談や8050世帯など複数の問題を内包するケースの相談などが増えている。また、コロナ感染状況が継続している中で、在宅での看取りに関する相談も増えている。地域での様々な相談に対応していくため、職員の資質向上に努め、相談窓口としてのセンターを市民に周知することに努めるとともに、様々な相談に対応できるようにするため、地域の関係機関との連携をより一層強化し、高齢者が安心して暮らすことが出来る地域づくりを目指す。

3. 運営体制

項目	取組内容	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
公正・中立の確保	地域包括支援センター職員は、相談対応においては客観的な情報提供を行う。また介護予防ケアマネジメントを外部委託する場合は、事業所に偏りがないようにする。地域包括支援センターの運営実施状況については、市や運営協議会、運営母体である社会福祉協議会の理事会、評議員会に報告し評価を受ける。	中立公正を意識し、個別相談の対応や、介護予防・認知症関係事業等を実施した。ケアプランの新規外部委託状況は、委託先事業所の状況を考慮しつつ対応した。
個人情報保護体制	地域包括支援センターが持つ個人情報、個人情報保護に関する法律、瑞浪市個人情報保護法等施行規則、法人運営規定を順守して、厳重に取り扱う。	個人情報に関する法律、瑞浪市個人情報保護法等施行規則、法人運営規定に沿って対応した。
苦情対応	法人内の苦情解決規定に基づき、管理者を苦情解決責任者として配置し、誠実かつ速やかに対応する。	苦情対応受付簿を作成し、法人内の苦情解決規定に基づき対応した。サービス事業所の対応について、一件情報提供があり市に報告した。
時間外・休日・緊急時体制	地域包括支援センターへの電話を携帯電話に転送することで、24時間 365日連絡可能な体制を確保する。緊急時の対応は、状況により市や運営母体の事務局と協力して対応する。	地域包括支援センターの転送電話を当番職員が携帯する方法で、ケアマネジメントで関わっている方の関係での連絡があったが、管理人を通じて大きな問題なく対応することができた。
利用者への配慮	地域包括支援センター職員は、接遇に留意して相談等対応を行い、来所相談者に対しては個室での対応を行う。	職員一人一人が接遇に留意し、来所相談では個室を利用して、気を遣うことがないよう心掛けた。来所者には、北部圏域の方も少数含まれたが、配慮して対応し、適宜情報共有と引継ぎをした。

4. 地域包括支援センター独自の重点取り組み事項(自由記載)

内容	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
1 認知症になっても、住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、認知症を理解して温かく見守る仲間を増やして、地域全体で支え合う仕組みづくりをめざす。 2 様々な感染症や自然災害が多発する中でも、地域包括支援センター業務が滞ることなく継続できるよう体制を整える。	1 認知症支援においては、認知症サポーター養成講座を積極的に実施し、地域の中の理解者を増やすことに努めた。この活動を通じて、キャラバンメイトやオレンジ絆メンバー等認知症支援に意欲のある仲間と協力して取り組むことができた。 2 コロナ5類移行となったが、感染予防対策を取りつつ、介護予防事業は計画通り実施でき、災害時の事業継続計画とともに、年度内にBCPを完成した。

5. 事業別の具体的な取り組み事項

I 地域包括支援センターの機能強化(包括的支援事業)

(1)総合相談支援事業

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
①総合相談、実態把握	地域包括支援センター職員は様々な相談に対応できるよう、情報共有しながら日々の相談対応を行い経験を積んでいる。	地域包括支援センター職員は相談対応力、資質の向上に努めるとともに、三職種がチームで対応し、市や関係機関と連携を取り、相談しやすい地域包括支援センターを目指す。	各種研修に積極的に参加し、市や関係機関と連携を取りながら長期化、複雑化する相談に対応する。	新規相談や要支援認定者数が増えた中で、他機関や居宅ケアマネジャーと連携して対応することが出来た。
②地域におけるネットワークの構築	コロナ禍でもなるべく地域へ出向き、地域とつながりをつくっている。地域ケア会議を開催し、地域支援を行った。	関係機関との連携体制ができ、高齢者の相談が地域包括支援センターへつながりやすくなる。	改選後の民生委員、福祉委員等へ広報を行い、つながりやすくするために定例会に参加する。1～2回／年 必要時には地域ケア会議を開催し、地域づくりに結びつける。	担当地区の単位民生委員、8月の定例会に参加した。 民生委員からの相談が昨年より増えた。
③家族介護者への相談体制の充実・情報提供など	介護サービス利用ガイド等を利用し情報提供をするとともに、新しい情報を取り入れるため、ケアマネジャーとの連携を行った。認知症カフェに出向き、情報収集に努めた。介護者に認知症カフェの情報を提供し、相談対応をした。	適切に相談対応できるようにするため、情報収集に努め、適切な情報提供ができる。	介護サービス利用ガイド、保健福祉サービス利用ガイドなどを活用し、施設や介護事業所の情報提供をする。 認知症や介護、医療等に関する新しい情報を収集し、提供できるようにする。	介護サービス利用ガイド等のパンフレットを活用し、必要な情報提供をして対応した。 遠方に住む家族が来所することもあり、本人の状況とともに、家族の状況にも配慮して対応した。

(2)権利擁護業務

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
①成年後見制度の活用促進	成年後見制度につなぐ必要がある対象者に対して、東濃権利擁護センターとの連携、権利擁護出張相談の紹介などを行い、必要時は市と連携して対応している。	成年後見制度の理解や利用について、幅広く周知される。制度につなぐことが必要な方があれば、東濃権利擁護センター等と連携しながら、迅速に支援する。	パンフレットや地域包括支援センターの掲示板などを活用しながら、制度の周知を図る。研修会に積極的に参加し、職員の資質向上に努める。	連携してきたことで、東濃権利擁護センターからの相談を受け、支援することがあった。 民生委員からの相談があり、少しずつ周知されてきていると感じる。必要時は地域ケア会議等を実施して対応した。

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
②高齢者虐待の防止及び対応	権利侵害や虐待が疑われる情報提供があったときは市と情報共有して、関係者と対応している。 早めに情報提供されるように市民や関係機関に広報が必要である。	虐待防止や通報義務が地域や関係者に周知される。職員の資質が向上し、虐待を把握した際は、市と連携しながら、適切に対応できる。	虐待対応研修を受講し、職員の資質向上を図る。市民への広報を行うことで介護、医療関係者、市民から早めに情報提供され、連携して対応できるようにする。	虐待対応研修に参加した。市民やケアマネジャーからの情報提供からすぐに市へ報告し、社会福祉士を中心として、異職種での複数対応、チーム対応を行い、市や必要な関係機関と連携して対応した。
③困難事例への対応	複合的な課題を抱える事例に対し、関係機関と連携しながら対応している。今後も相談しやすい地域包括支援センターの体制づくりを継続する。	関係機関と連携し適切な対応が出来る。	地域ケア会議を活用 3回/年 事例検討 適宜	本人の意思を尊重しながら多様な問題を抱える事例への対応を、市や関係機関と連携しながら行った。
④消費者被害への対応	消費者被害の相談はなし。 社協に『老人ホームの権利が当たったと連絡があったが、本当か』と問い合わせがあった為、市役所に報告した。 注意喚起のチラシを民生委員定例会と介護予防教室で配付した。	消費者被害を予防する意識が市民に周知される。	市民向けに消費者被害予防に関する相談窓口を記載したチラシを配布する。(3回/年)	特殊詐欺被害予防と相談窓口を記載したチラシを作成。民生委員の定例会、介護予防教室で、チラシを配付し注意喚起を促した(7回/年)。

(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(介護支援専門員に対する支援)

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
①日常的個別指導・相談	ケアマネジャーの資質向上につながる研修会を実施している。ケアマネジャーの連絡会を通じて、連携体制づくりを行っている。	市内の主任ケアマネジャーの連絡会等を通じて、事業所を越えた相談しやすい仕組みができる。	ケアマネが相談したい時に対応できる仕組みを主任ケアマネ連絡会を通じてつくる。	ケアマネジャーからの相談件数が増加した(年20件増)。相談があった時は丁寧に聞き取りをして、一緒に支援方法を考えるようにしている。
②支援困難事例等への指導・助言	ケアマネジャーが抱える支援困難ケースに対して、同行訪問、地域ケア会議の開催などを行っている。	困難事例に対して適切に対応ができ、ケアマネジャーが相談しやすい地域包括支援センターを目指す。	関係機関との連携を強化できるよう、地域ケア会議を開催する。3回/年 主任ケアマネ連絡会等にて事例検討を行い、様々な事例の対応を学び合い、蓄積する。適宜	ケアマネジャーが抱えるケースは多様化している。同行訪問したり地域ケア個別会議(6回/年)で関係機関と連携を図りながら対応した。 主任ケアマネ連絡会では、スーパービジョンの視点での事例検討会を開催し、様々な事例の対応を学ぶことができた(2回/年)。

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
③地域における介護支援専門員のネットワークの構築と活用	土岐・瑞浪ケアマネ連絡協議会、瑞浪主任ケアマネ連絡会に事務局の支援に関わり、資質の向上、地域の連携体制づくりを行っている。	ケアマネジャーの横の繋がりを継続しながら、資質向上を目指す。	土岐・瑞浪ケアマネ連絡協議会研修 4回/年 瑞浪主任ケアマネ連絡会 1回/月	土岐瑞浪ケアマネ連絡協議会の集合型研修を、3年ぶりに再開した(3回/年)。瑞浪主任ケアマネ連絡会を月1回開催し、市内の病院やサービス事業所と合同研修会も実施した。連絡会は市内のケアマネジャーの情報交換の場となっている。

(4)介護予防ケアマネジメントの実施

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
指定介護予防支援事業および第1号介護支援事業	ケアプラン作成数は、昨年度より増加し、毎月約170件作成した。うち半数を外部事業所に委託している。プラン委託時は、契約に同行し、本人面談で心身等の状況を確認し、提出書類を確認して適正な介護給付に取り組んでいる。	目標及び本人の意向が明確で、自立支援に基づいたケアプラン作成を目指す。	適正化の観点から、委託先事業所からの提出書類を確認し、管理する。	ケアプラン作成数は増加した(月25件増)。半数は居宅介護支援事業所へ委託しているが、委託事業所に必要書類の確認や、支援状況の聞き取りしている。ケアプラン点検に参加し(2回/年)、適正な介護給付に取り組んでいる。

(5)地域ケア会議※の充実 ※地域ケア会議:地域ケア個別会議、地域ケア推進会議(市レベル・圏域レベル)の総称

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
地域ケア個別会議の実施、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築など	重度化防止の地域ケア個別会議に参加している。担当地区内の支援困難ケースに対する地域ケア会議を、適宜行っている。	地域の高齢者等を支える関係機関と連携し、様々な問題を抱えるケースに適切な支援ができる。	地域ケア個別会議で上がった課題をまとめ、対策を検討する。	地域ケア個別会議を開催した(6回/年)。会議で検討したケースは、市、権利擁護センター、サービス事業所等、多職種で連携しながら対応している。介護予防支援会議に参加した(5回/年)。要支援・事業対象者の重度化防止に向けて取り組んでいる。

Ⅱ 地域での助け合い・支え合いの推進(生活支援体制整備事業)

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
第2層協議体の設置・取り組み	生活支援コーディネーター会議に参加し、情報交換や勉強会開催に向け話し合いを行った。地域の支え合い活動につなげていく必要がある。	地域での助け合い活動について地域住民が主体的に考える場や取組みに協力する。	勉強会から第2層協議体のきっかけとなる地域住民の意見交換の場づくりや助け合い活動の取組みをバックアップする。	生活支援コーディネーター会議に月1回出席し、地域のサロン等の集まりの場や地域活動等の情報収集を行い、マップを作成した。第2層協議体の編成に向けた勉強会や懇談会を市、生活支援コーディネーターとともに企画し(3回/年)、助け合い支え合いの仕組みづくりを推進した。

Ⅲ 認知症施策の充実

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
認知症地域支援推進員の取り組み	認知症地域推進員会議に参加し情報交換を行った。認知症サポーター養成講座の実施、認知症カフェの企画・参加、オレンジの絆活動を通して、認知症支援に携わっている。	認知症にやさしいまちづくりを目指し、地域でのサポーター養成講座を継続する。	認知症サポーター養成講座 5回/年 オレンジカフェ開催 1回/年	認知症サポーター養成講座を7回実施した(延べ233人受講)。市民向けの講座では、防災の視点を組み込んだ内容としたことで、前年度より幅広い年代の方の受講があった。 オレンジカフェを1回実施した。実際の介護者の参加は少なかった。

Ⅳ 介護予防の支援と推進

事業名	現状・課題	目標(目指す姿)	取組内容(何を、何回、いつまでに等)	評価(実績・結果分析・課題を踏まえて)
①介護予防教室、介護予防出前講座、健康相談等	市や北部地域包括支援センターと話し合い、コロナ感染予防対策を施して計画に沿って実施した。	要介護者の減少及び要介護状態にならないためフレイル予防の普及と啓発を行い健康寿命の延伸を目指す。	介護予防教室 54回/年 (新規利用者・男性利用者対象の教室を含む) 健康講話 15回/年 健康相談(寿楽荘)	6か所の介護予防教室を計画通り実施できている。 出前講話の依頼が増えて、20回実施した。
②介護予防・日常生活支援総合事業対象者の把握の推進	健康講話や介護予防教室の場で、気になる様子がある方は、様子の変化に留意し、必要であれば個別アプローチする視点で関わっている。	地域のサロン会、自主活動の場を把握し、健康講話や介護予防教室など地域の高齢者と関わる機会を作り、虚弱者やハイリスク者に早期に関われるようにする。	上記の機会に、参加者の心身状況を確認する。	介護予防教室や出前講話の参加者の様子を把握し、必要時に個別にアプローチしている。 いなほや、寿楽荘など、高齢者が集まる場の職員と、連携して関わる事が出来ている。
③保健事業と介護予防の一体的実施事業	市の保健師と共に計画をして、介護予防教室や健康講話に取り入れ実施できた。	圏域内の高齢者の医療・介護データ分析内容から効果的な予防教室を企画し健康寿命の延伸に繋げる。	介護予防教室や健康講話において、市の保健師と協力して取り組んでいく。	介護予防教室や出前講話に口腔機能、栄養の項目を取り入れた。 市の保健師と協力して、高血圧、低栄養予防に関する出前講話が実施できた。

令和5年度分 瑞浪南部地域包括支援センター活動報告書

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談内容	日常生活に関する相談	家事について	0	0	0	0	2	0	2	1	1	0	0	0	6
		ゴミ出しについて	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		食事について	1	4	3	10	1	1	2	1	1	1	0	0	25
		入浴について	0	0	7	0	1	0	1	3	2	2	0	0	16
		交通手段について	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	4
		その他	0	1	0	2	0	0	2	1	0	0	4	0	10
	介護予防関連	介護予防・健康管理	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	2	2	9
		各種教室等	1	0	2	0	0	0	0	3	0	0	2	2	10
		その他	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3
	介護保険外サービス	自立デイ	0	0	1	2	5	1	0	3	0	0	0	0	12
		配食サービス	3	0	0	8	12	4	1	4	0	4	1	3	40
		安心電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護保険関係	申請	8	10	2	12	9	12	16	13	14	21	19	7	143
		契約	8	8	7	8	4	10	6	9	4	8	8	8	88
		ケアマネについて	19	17	27	12	29	24	29	32	20	22	20	26	277
		在宅サービス	26	27	30	18	34	36	33	20	20	29	23	33	329
		住宅改修・用具購入	4	4	5	15	2	5	4	3	10	8	6	6	72
		施設入所	5	2	3	8	14	1	4	2	4	4	13	6	66
		その他	5	7	3	4	4	17	5	3	7	8	14	16	93
	医療に関する相談	医療機関受診	0	0	6	5	6	2	1	6	0	8	1	0	35
		入退院に関する相談	2	3	1	9	6	4	3	5	7	3	3	4	50
		在宅医療介護連携	2	3	5	0	0	3	1	2	0	1	3	1	21
		その他	1	0	3	0	1	0	0	1	4	0	2	1	13
	認知症について		4	6	11	5	10	6	14	19	11	7	6	4	103
	障がい者等について		2	0	2	1	0	3	0	0	1	1	3	0	13
	権利擁護	金銭管理	1	13	11	10	6	4	5	1	5	0	0	2	58
		消費者被害	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		成年後見制度	3	2	2	1	0	0	0	1	0	2	2	1	14
		その他	0	0	3	0	0	0	3	0	1	0	0	3	10
	虐待		10	8	7	2	1	0	0	0	2	1	0	0	31
	困難ケース		10	3	5	14	7	4	0	4	3	0	3	3	56
	苦情		0	1	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0	8
	その他		7	9	9	12	8	8	19	14	10	11	10	5	122
	合 計		125	129	164	160	164	145	153	154	127	143	145	134	1,743
相談者	本人		23	18	25	27	20	20	19	18	24	32	22	16	264
	家族		31	18	25	15	32	26	19	29	28	27	37	29	316
	近隣・知人		1	3	3	9	2	0	2	2	1	1	1	4	29
	民生委員		2	8	3	13	7	3	15	6	7	6	3	4	77
	医療機関		13	11	8	10	9	19	23	11	8	4	15	8	139
	行政機関		11	17	10	24	15	6	17	11	16	15	18	8	168
	社会福祉協議会		2	4	3	6	5	0	2	10	5	4	1	1	43
	介護支援専門員		26	37	29	26	24	21	16	18	12	12	13	21	255
	サービス事業所		3	6	13	9	19	9	9	7	7	7	11	9	109
	北部地域包括支援センター		0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	1	0	6
	見守り協定先		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他		2	1	4	2	2	2	2	5	1	1	3	3	28
	合 計		114	123	124	141	135	106	124	117	111	111	125	103	1,434